

「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定」に寄せられた意見と検討結果について

【パブリックコメント実施期間】 令和7年11月7日（金）から令和7年12月8日（月）まで

【担当部局】 建設部建設総務課

【意見提出者】 9人

【意見件数】 27件

【意見への対応】	採用：意見に基づき原案を修正するもの	0件
	不採用：意見を反映しないもの	7件
	記載済：既に原案に盛り込まれているもの	0件
	参考：原案に盛り込めないが今後参考とするもの	3件
	その他：ご質問・ご意見として伺うもの	17件

【意見の検討経過】 令和7年12月9日～12月17日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
12月23日 関係部局に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「市街化調整区域における産業系土地利用に関する基本方針の策定について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	遮断緑地に広がる道内有数のオオバナノエンレイソウの群生地の周辺エリアを産業系土地利用とすれば、今後群生地の乾燥化は抑えることができずに進み、最悪壊滅してしまうと思われるため、樽川東地区の大規模な開発行為はやめるべきで、もし行われる場合は、環境に対する影響評価をおこない、その際には説明会を開催し、途中経過、結果を公表してください。	不採用	<p>本方針は、市街化調整区域における自然環境や営農環境の維持・保全を図りながら、産業用地不足という課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めるために定めるものです。</p> <p>さらに、市街化を抑制する区域である市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において限定的な土地利用を可能とするものです。</p> <p>これらのことから、大規模工業団地を造成するというものではなく、また、防風林や遮断緑地を産業用地として利用しようとするものではありません。</p> <p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p>
2	本当はすべて見直してほしいと言いたいが、少なくとも樽川東エリアだけはやめてほしい。	不採用	No. 1 の回答を参照ください。
3	道道石狩手稻線を挟んだ目の前に、石狩湾新港地区に建設されているような建物が建設されるかもしれないことを住民は知っているのか。	その他	<p>本方針の策定にあたっては、現在、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例に基づき、パブリックコメント手続きを実施しており、広く市民の皆様からご意見を伺う機会を設けることで、市民に周知されているものと認識しております。</p> <p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p>
4	生振南地区について、後継者が減っているといつても農業者はまだいる。計画について農業者や生振全体に説明する必要がある。	その他	No. 3 の回答を参照ください。
5	樽川西地区について住宅地、学校、農業者（羊牧場、農業者）に説明をするべき。	その他	No.3の回答を参照ください。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
6	電磁波低周波問題は今後深刻な問題になってくるため、住宅地に近いということは石狩市にとって深刻な問題。住環境を壊すことはやめてほしい。	その他	現時点で具体的な立地計画はありませんが、具体的な計画が生じた場合は、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、環境に与える影響などについて関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。
7	本方針については大賛成。 石狩市における生振地域は、札幌圏・道央圏を結ぶ国道231・337号の重要幹線道路が走り、大都市190万・札幌へのアクセスがよく、平成29年に施行された「地域未来投資促進法」において、地域の特性を生かした経済効果をもたらす事業展開をする場合、市街化調整区域における開発が可能となった背景等から同地域の現在の土地利用を見直す時であると考えます。 生振は石狩湾新港地域の大規模用地の不足が懸念されている現状に対応でき得る適地であり産業空間用地の形成に全力で企業誘致に取り組んでいただきたい。	参考	本方針により生振地区が開発が抑制される市街化調整区域から市街化を促進する市街化区域に変わるわけではありませんが、地域の産業振興に寄与する産業立地については生振地区のみならず本市全体の持続可能なまちづくりにつながるものと考えており、自然環境や営農環境の維持・保全を図りながら、市街化調整区域の理念や性格を変えない範囲において限定的な土地利用を検討してまいります。
8	住宅地と産業用地が隣接する樽川東エリアは検討以前の不適地である。	その他	No.6の回答を参照ください。
9	樽川西エリアは住宅地と300mほどで、遮断緑地に接しており、問題である。	その他	No.6の回答を参照ください。
10	生振南エリアは貴重な防風林を含むほか、オジロワシの営巣林でもあり厳重な保護が必要。この自然環境を残すには防風林を残すだけではなく、広範な周辺環境も保全する必要がある。	その他	No.1の回答を参照ください。
11	住民にとって近隣地区での産業用地の造成、工業施設の建設、運用はデメリットでしかない。そのような苦痛を住民に与える危険がある以上、それに見合うメリットを住民に明確に示し、納得、承諾を得るのが本筋である。	その他	No.6の回答を参照ください。
12	住民に十分な説明会も行っていないうちに、パブリックコメントのみで拙速に事を進めようとしている。この件について住民説明会を開催していただきたい。	その他	No.3の回答を参照ください。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
13	物流産業のような大規模な施設が来ることにより広範囲で健康被害が出る可能性が大きく、これを考慮した計画とは感じられない。行政は住民の安心や安全を守る義務がある。このことについてどのように考えて いるか回答願う。	その他	<p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p> <p>市といたしましては、引き続き関係法令に基づき、事業者に対し住民の皆様の安心・安全な生活環境の確保がされるよう、求めてまいります。</p>
14	自然環境、営農環境の維持保全を図りながら、産業立地を可能にと文言ではあるが、具体的な案を示していただきたい。	その他	<p>事業者からの具体的な立地計画が無いため、具体的な案はお示しえきませんが、今後、立地計画が生じた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、住環境などの周辺環境の維持保全について、事業者により検討されることとなります。</p>
15	「7.対象区域」に、生振南地区、樽川東地区、樽川西地区の3ヶ所が、産業系土地利用の対象区域としてあげられ、図に赤い点線の楕円で示さ れている。地図が衛星写真ではないので、現在の土地利用のされ方が直 接的にわからず不親切な示し方であると感じている。現状の土地利用に ついての説明が、ここでなされるべきではないか。	不採用	<p>本方針の図については、都市計画基本図を基に対象区域の大まかなエリアを示したものであり、衛星写真である必要はありません。また、土地利用の状況については、具体的な立地計画があった場合に検討するものであり、本方針において特定の区域における土地利用の状況について説明する必要はありません。</p>
16	すべてが農地と見受けられるが、食糧安全保障の観点から、農地を無 くすることは許されるのか。市や道などの農業政策と合致するのか。	その他	<p>立地場所の選定については農地以外を優先することになりますが、場 合によっては農地の転用も考えられます。転用の可否については、関係 部局による農地転用の審査において総合的に判断されます。</p> <p>なお、本方針は、都市計画の観点から産業系土地利用の方針を示すも のであり、農地転用を直ちに認めるものではありません。</p>
17	「周辺環境の保全・調和等の観点を踏まえ」については、どのような周 辺環境なのかを明記し、どのような保全と調和の観点が必要なのかをわ かりやすく記載すべき。	不採用	<p>事業者からの具体的な立地計画が無いため、周辺環境について明記す ることはできませんが、今後、立地計画が生じた場合に、市を含む関係 機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境な どの周辺環境の維持保全に向け、事業者において検討されることと なります。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
18	「地区計画等」とは何か？説明が必要。	その他	<p>地区計画とは、都市計画法における制度の一つで、都市計画により定められている用途地域などの土地利用の規制の他に、比較的小規模な地区を対象に、建築物の用途や高さなどについて、地域の特性に応じてきめ細やかなルールを定めてまちづくりを進める手法の一つです。</p> <p>本方針でいう地区計画等とは、パブリックコメント概要の2.土地利用の方針に記載のとおり、「市街化調整区域における地区計画」及び「地域未来投資促進法」のことです。</p>
19	「限定的な都市的土地区画整理事業」とは、具体的にどういうことなのか？	その他	<p>「限定的な都市的土地区画整理事業」とは、市街化調整区域の性格を踏まえ、対象区域全体を一律に開発するのではなく、地区計画等により立地する施設の用途や規模等を限定し、周辺環境との調和を図りながら、必要最小限の範囲で産業系土地利用を図ることを意味しています。</p>
20	「周辺環境の保全・調和等の観点を踏まえ」るためには、建設部局単独ではなく、環境保全を検討する「石狩市環境審議会」においても審議・検討する必要があると考える。ぜひ、この基本計画を環境審議会へ諮問し、審議・検討すべきである。	その他	<p>立地する企業の規模、業種も定まっていない状況下では、環境に与える影響を審議することはできません。</p> <p>立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。</p>
21	樽川東地区は、遮断緑地を健全な状態で維持し、絶滅危惧種オオバナノエンレイソウ大群落を保全するためにも、防風保安林維持のためにも、このエリアの開発は避けるべきである。	不採用	No.1の回答を参照ください。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
22	樽川西地区は東西に走る防風林の南側は住宅地に近いので、避けるべきである。	その他	No.6の回答を参照ください。
23	生振南地区は、「水と緑の基本方針」において、「紅葉山砂丘の保全」の印がある。ネイチャーポジティブが呼ばれている現在、開発優先の考え方を改める必要性が求められている。本当にここは開発してよい場所なのか、農業、自然保護、環境維持等、様々な視点から再考すべき。	参考	紅葉山砂丘や保安林が緑の基本計画において保全すべきとされていることは、市といたしましても認識しております。 立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。
24	ITや物流系であれば新港に近い樽川西・東地区にすべき。生振南地区は殺風景な工場群より、直売所や農園カフェ等の方が相応しいと考える。	不採用	生振南地区は国道が通過しており、交通利便性の高さという優位性をを持っているため、産業系土地利用を検討する区域として位置づけております。また、この区域を一律に工業団地として開発するものではなく、地域の産業振興に寄与する必要最小限の産業立地を想定しております。 立地を希望する事業者が現れた場合には、市を含む関係機関との協議を踏まえたのち、自然環境や営農環境、さらには住環境などの維持保全に向け、関係法令に基づき事業者において必要な手続きや住民説明が行われるものと考えています。
25	地域未来投資促進法における開発は、地域住民・石狩市民が賛同を示さない場合は、早計に開発を進めてはならないと思います。	参考	具体的な立地計画が生じた場合、地域住民・石狩市民の理解と納得を得ることが極めて重要であると認識しております。 地域未来投資促進法における開発は、国や北海道との協議や、関係法令に基づく手続きを踏まえながら、広域的な視点や将来のまちづくりの方向性も考慮しつつ、法令・制度に基づく基準と、地域の皆様のご意見の両方を総合的に勘案しながら、慎重に判断してまいります。
26	素晴らしい防風林、アカモズの生息地、繁殖地であり、「樽川東」、「生振南」を対象区域にすることに反対です。	不採用	No.1の回答を参照ください。
27	遮断緑地が新港地域と地域外を画する目的は、石狩市民の住環境を守るためのものにはなりません。花川地区の住民の住環境を守るための遮断緑地よりも住宅地に近い対象区域の「樽川東」は、産業系土地利用をしないでください。	その他	No.6の回答を参照ください。